

白浜町有料広告掲載要綱

平成19年2月9日

白浜町要綱第3号

改正 平成20年 3月 1日 要綱第 2号

改正 平成21年 3月23日 要綱第 4号

改正 平成22年12月 1日 要綱第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により、町の新たな財源を確保するとともに、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、白浜町が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載物)

第2条 広告を掲載することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 町の広報「広報しらはま」（以下「広報」という。）

(2) 町のウェブページ（以下「ホームページ」という。）

(広告の範囲)

第3条 広報及びホームページに掲載できる広告は、町の品位及びイメージを妨げないもの並びに町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

(1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの

(3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの

(5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又は反するおそれのあるもの

(6) 虚偽又は誇大な表示であり、表現等が不適切なもの

(7) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの

(8) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告を掲載しようとする者)

第4条 広報及びホームページに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、国、地方公共団体及びその他の公共的団体又は民間企業等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、広告主になることができない。

(1) 広告主の事業所所在地において地方税（市町村税）、使用料及び地方公共団体からの貸付金の返済を滞納している者

(2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第

154号)による再生又は更正の手続き中で、再生又は更正計画について認可決定されていない者

- (4) その他広告主として適当でないと町長が認める者
(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、掲載位置、掲載料等は、別に定めるものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、広報及びホームページにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、有料広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、別に定める期間内に町長に提出しなければならない。

- 2 広告の原稿等の作成が困難な場合は、町と協議することができるものとする。
- 3 広告の申込みは、1箇月につき1件とする。

(広告内容の審査)

第8条 町長は、前条第1項の規定により提出された広告の原稿について、必要があるときは広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、第7条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、次条に規定する白浜町広告選定委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告主に有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告選定委員会)

第10条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、白浜町広告選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員は、下記の者をもってそれぞれ充てる。

委員長	総務課長
副委員長	税務課長
委員	情報化推進係長
委員	まちづくり推進係長

- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の事務局は、総務課に置く。

(委員会の会議等)

第11条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
- 5 会議を招集する暇がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。
- 6 委員長は、第1項の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び結果を町長に報告するものとする。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告掲載料は、掲載の決定後、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第13条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。

- 2 町長は、広告主の責めによらない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定の取消し、又は当該広告を掲載しないことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかつた場合
- (2) 広告主又は広告内容等が不適當である場合又は不適當であることが判明した場合
- (3) 広報の編集又は発行上に支障がある場合

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取下げをしようとするときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告主の責任等)

第16条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月1日要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日要綱第4号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日要綱第31号)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。